

国際ロータリー定款

条	題目	頁
1	定義	133
2	名称および性格.....	133
3	RIの目的.....	133
4	ロータリーの目的.....	133
5	会員.....	133
6	理事会.....	135
7	役員.....	135
8	管理.....	135
9	国際大会.....	135
10	規定審議会.....	136
11	会費.....	137
12	財団.....	137
13	会員の称号と徽章.....	137
14	細則.....	137
15	解釈の仕方.....	137
16	改正.....	137

国際ロータリー定款

第1条 定義

本条の語句は、国際ロータリー定款細則で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 国際ロータリー理事会
2. クラブ： ロータリークラブ
3. 会員： 名誉会員以外のロータリークラブ会員
4. 年度： 7月1日に始まる12カ月間
5. RI： 国際ロータリー
6. ガバナー： ロータリー地区ガバナー

第2条 名称および性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。RIは全世界のロータリークラブの連合体である。

第3条 RIの目的

RIの目的は次の通りである。

- (a) ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求しているRI加盟クラブとRI地区を支援すること。
- (b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。
- (c) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

第4条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 会員

第1節 構成。RIの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成されるものとする。

第2節 クラブの構成。

- (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。

- (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者（パートナー）、法人役員、支配人のいずれかであること。または、
- (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、
- (3) 本節(a)の上記 (1) または (2) に挙げたいずれかの地位から退職していること。または、
- (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの目的への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、
- (5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、
- (6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をすることがない人であること。

上記に加え、

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

- (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。
- (c) RI細則は、ロータリークラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。
- (d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブは、RI理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。

第3節 一定款および細則の承認。 RI加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによって本定款とRI細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に順守することを承諾するものとする。

第4節 例外。 本定款もしくはRI細則の諸規定または標準クラブ定款にかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定がRI定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブは、1,000クラブまでとする。このような試験的プロジェクトの実施期間は、6年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した後、RIに加盟または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款は、その時点で有効な標準クラブ定款としなければならない。

第6条 理事会

第1節 一 構成。理事会の定員は19名とする。RI会長は理事会のメンバーであり、その議長となるものとする。RI会長エレクトは、理事会のメンバーとする。17名の理事は細則の規定に従って指名され、選挙されるものとする。

第2節 一 権限。本定款および細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RIの業務ならびに資金は理事会の指示と管理の下に置かれるものとする。RIの資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によって定められた予算に従って、1会計年度中にその経常収入と一般剰余金から、RIの目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、剰余金からの支出を必要とした特別な事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会は、いかなる場合にも、その時点におけるRIの純資産を超える負債を生じさせてはならない。

第3節 一 幹事。RIの事務総長は理事会の幹事を務めるが、理事会の議事について投票権を持たないものとする。

第7条 役員

第1節 一 名称。RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、ならびに、グレートブリテンおよびアイルランド内RIの会長、直前会長、副会長、名誉会計とする。

第2節 一 選挙の方法。RIの役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

第8条 管理

第1節 一 グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島に所在するクラブは、RIの管理上の地域単位を形成するものとし、これを「グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」と呼ぶものとする。グレートブリテンおよびアイルランド内RIの権限、目的および職務は、RI規定審議会によって承認されたグレートブリテンおよびアイルランド内RIの定款の条項ならびにRIの定款および細則に定められているところに従うものとする。

第2節 一 クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は、常に本定款および細則の規定に準拠するものでなければならない。

- (a) 理事会によるクラブの管理。
- (b) 正式に設立された地区における、ガバナーによるクラブの監督。
- (c) 理事会が適切と考えかつ規定審議会が承認した方式による管理。
- (d) グレートブリテンおよびアイルランド内RIによる、グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島にあるクラブの監督。

第3節 一 RIおよびクラブは、ロータリー組織の運営を迅速にし、経済効率を上げるために、業務をコンピュータ化するよう奨励されている。

第9条 国際大会

第1節 一 時期および場所。RIの国際大会は、理事会の決定する時と場所において会計年度の最後の3カ月中に開催されるものとする。ただし、十分な理由があるときは、理事会はこれを変更することができる。

第2節 一 臨時国際大会。 非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に、臨時国際大会を招集することができる。

第3節 一 代表。

- (a) すべての国際大会において、各クラブは少なくとも1名の代議員をもってクラブを代表させる権利を持つ。会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利を持つ。この目的のために、代議員数は、国際大会直前の12月31日現在におけるそのクラブの会員数に基づいて決定されるものとする。クラブはそのクラブの持つ1票または2票以上の票を投じる権限を1名の代議員に委ねることができる。
- (b) 各クラブは、RIの国際大会に代議員としてそのクラブの会員、または委任状による代理人を送り、国際大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

第4節 一 特別代議員。 RI役員および元会長で、現在も会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員とする。

第5節 一 選挙人および投票。 正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理人、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定めに従って行われなければならない。

第10条 規定審議会

第1節 一 目的。 規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

第2節 一 時期および場所。 規定審議会は3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については理事会がこれを決定する。ただし、理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする。

第3節 一 手続。 審議会は、正規の手続によって提出されたすべての立法案の審議および決定に当たるものとし、その決定は、RI細則の規定通りにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

第4節 一 議員。 審議会の議員については細則の規定による。

第5節 一 制定案と決議案を採択するための臨時会合。 理事会は、全理事の90パーセントの投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければならないような非常事態が存在する、との判断を下すことができる。理事会は、このような会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、臨時会合が招集された目的である非常事態に関する理事会提出の立法案のみを審議、決定することができる。このような会合で審議される立法案は、RI組織規定の各所で明記されている提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続を守るものとする。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第3節に規定するようにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

第6節 一 採択された決議。 理事会は、規定審議会が終了してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通知するものとする。

第11条 会費

各クラブは半年ごとに、細則に定める人頭分担金を、RIに納付するものとする。

第12条 財団

第1節 — RIの財団は、RI細則の規定に従って設立、運営されるものとする。

第2節 — RIが受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭や財産の遺贈、財産から生じる収入の遺贈、RIの余剰資金は、国際大会の承認を受け、財団の財産となるものとする。

第13条 会員の称号と徽章

第1節 — 正会員。クラブの各正会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第2節 — 名誉会員。クラブの各名誉会員は、名誉ロータリアンとして認められ、クラブの名誉会員としての身分を持っている間は、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第14条 細則

規定審議会は、RI管理のために、本定款のほかに、本定款に反しない細則規定を採択し、また、改正することができるものとする。

第15条 解釈の仕方

RI定款および細則、標準クラブ定款の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである。男性代名詞 (he, his, him) または女性代名詞 (she, her) のいずれも他の性をも含むものとする。「郵便」、「郵送」および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール (Eメール) およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

第16条 改正

第1節 — 状況。本定款は、規定審議会において、出席し、かつ投票を行う者の投票の3分の2によって改正できる。

第2節 — 提案者。本定款の改正はクラブ、地区大会、グレートブリテンおよびアイルランド内RIの審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従って理事会によってのみ提案されるものとする。